



みよた広報

やまゆり

おしらせ版

毎月10日発行

●発行/御代田町 〒389-0292
長野県北佐久郡御代田町大字御代田2464-2
●編集/総務課
TEL.0267-32-3111 FAX.0267-32-3929

2

FEBRUARY
2009

154号

ホームページ <http://www.town.miyota.nagano.jp/>年間
1人 500円まさかの
事故に備えて

平成21年度 東信地区交通災害共済組合

交通災害共済に加入しましょう

皆さん！3月31日に平成20年度の交通災害共済期間が終わります。
現在、平成21年度の予約加入を受け付けています。今申し込めば、4月1日
から会員になれます。悲惨な交通事故に備え、家族ぐるみで加入しましょう。

【会員期間】

平成21年4月1日～平成22年3月31日
※4月1日以降に加入の申し込みをされた方は、そ
の翌日から平成22年3月31日までとなります。

【会費納入場所】

- ・(株)八十二銀行
 - ・上田信用金庫
 - ・郵便局・ゆうちょ銀行(長野、新潟県内に限る)
 - ・佐久浅間農業協同組合(町内の支所に限る)
- ※本年度より、総務課窓口では会費納入はでき
ません。御代田町指定金融機関(役場内)をご
利用ください。

【事故発生時の措置】

交通事故(自損事故を含む)で負傷したときは、直ち
に最寄りの警察署に報告してください。報告が正し
くされていない場合(無届け及び物件事故扱い等)は、
見舞金の支給制限を受けることがあります。

【共済見舞金の請求】

交通事故に遭った場合は、直ちに役場総務課へ報告
してください。見舞金申請用紙は役場に用意してあ
ります。請求期間は事故発生日から2年以内です。

【後遺障害見舞金】

共済見舞金と同様の事故により、事故発生日から2年
以内にその事故を直接の原因として身体障害者手帳
の交付を受けた場合に支給します。請求期間は、身
体障害者手帳交付日から1年以内です。共済見舞金と
は別に支給します。

【問い合わせ先】

総務課庶務係 内線25

共済見舞金等級表

等級	災害の程度	金額
1	死亡	100万円
2	入院治療実日数140日以上	30万円
3	入院治療実日数110日以上	25万円
4	入院治療実日数80日以上	20万円
5	入院治療実日数30日以上かつ通院治療実日数30日以上	15万円
6	入院治療実日数20日以上かつ通院治療実日数20日以上、または通院治療実日数70日以上	10万円
7	入院治療実日数15日以上かつ通院治療実日数15日以上、または通院治療実日数50日以上	8万円
8	入院治療実日数10日以上かつ通院治療実日数10日以上、または通院治療実日数35日以上	6万円
9	入院治療実日数6日以上かつ通院治療実日数6日以上、または通院治療実日数20日以上	4万円
10	入院治療実日数3日以上かつ通院治療実日数3日以上、または通院治療実日数10日以上	3万円
11	治療実日数(入通院合算)4日以上	2万円

備考

- ①1日に2ヶ所以上の医療機関で治療を受けても実日数は1日とする。
- ②通院治療には往診治療を含むものとする。
- ③通院治療実日数は、入院治療実日数で補足できるものとする。
- ④自動車安全運転センターの交通事故証明書の照合記録簿の種別が物件事故の場合及び交通事故証明書の添付がない(交通事故申立書の添付で請求する)場合は4万円までを支給の上限とする。

後遺障害見舞金等級表

等級	災害の程度	金額
1	身体障害者手帳1級または2級	100万円
2	身体障害者手帳3級または4級	50万円

見舞金の支給制限

- 見舞金等級表の備考④の場合。
- 会員または見舞金受取人の故意による場合。
- 天災、暴動等異常事態による場合。
- 正当な理由なしに医師の指示に従わない場合。